

美容医療はすぐに契約しないで慎重に判断を！

（相談事例1）

脱毛などの美容エステで通い放題や定額支払いなどのコースを契約したが、途中で解約を申し出たところ違約金を請求されたり、返金を断られたりした。

（相談事例2）

「二重まぶた手術が一日で可能。手術当日に化粧できる」という Sns 広告を見て、無料カウンセリングを受けたところ、「上位の 40 万円の手術は腫れない」「一緒に目の下の脂肪吸引もやるとよい」と勧められ、総額 90 万円の契約をして、そのまま当日に手術した。腫れないと言われていたのに、術後 1 週間経っても腫れが引かない。医師からリスクの説明はなかった。

<アドバイス>

1、エステ及び美容医療は、条件によってはクーリング・オフができます！

2、契約時に解約手続き等の契約内容をきっちりと確認しましょう！！

（美容医療の中途解約条件は契約期間が 1 カ月を超え、かつ契約金額が 5 万円を超える場合で、返金されるのは使用料金から違約金を引いた金額です）

3、勧められた高いコースが必要ないときは、「契約しない」ときっぱり断りましょう。

（自分が要らないサービスを借金してまで、契約する必要はありません）

4、美容医療では、リスクや副作用が全くないということはありません！！

（医師からリスクや副作用の説明を受けてから契約や施術をしましょう）



1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン 188 へ電話！！